

# 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況をお知らせします。

## 健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.2	84.8
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足率	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。  
2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載しています。

- 用語説明**
- **実質赤字比率**  
一般会計の実質赤字額の標準財政規模(標準的な経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。
  - **連結実質赤字額**  
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。
  - **実質公債費比率**  
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金(準元利償還金という。)のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間(平成19、20、21年度)の平均の数値です。  
※標準財政規模から元利償還金に係る標準財政需要額算入額を控除した額です。
  - **将来負担比率**  
一般会計における地方債の残高や特別会計及び一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額(特別職を含む。)、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
  - **資金不足比率**  
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。
  - **早期健全化基準**  
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
  - **財政再生基準**  
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。
  - **経営健全化基準**  
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。
  - **令**  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)

## 健全化判断比率等の摘要範囲

区分	広野町	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
普通会計	①一般会計等	一般会計				
公営事業会計	②公営企業会計以外の公営事業会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計				
	③公営企業会計	公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 土地開発事業特別会計				
	一部事務組合・広域連合	双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方水道企業団 福島県市町村総合事務組合 福島県後期高齢者医療広域連合				
	地方公社・第三セクター等	双葉地方土地開発公社 社会福祉法人広葉会(リリー園)				

# お知らせ



## 福祉環境グループ

**地上デジタル放送を受信するための簡易チューナーの無償給付などの支援**

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー(一台)の無償給付などの支援を実施しています。

### 支援の対象

対象は、生活保護世帯や、障がい者非課税世帯などのNHK放送受信料が完全免除となっている世帯です。

### 支援の内容

地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー(一台)」の無償給付を行います。必要に応じたアンテナの改修など、共同受信施設やケーブルテレビの改修費用の支援を行います。

## 地球温暖化防止のために町民のみなさん一人ひとりが各家庭から出来ることから始めましょう。

福島県では「エコライフ4つの心がけ」を提案し地球温暖化防止活動を推進しております。

### ■「エコライフ4つの心がけ」

地球温暖化防止に向けた取組みを積極的に進めていくため、「エコライフ4つの心がけ」を県民運動として推進しております。

この「エコライフ4つの心がけ」は、誰にでも取り組めて、地球温暖化防止に効果があると考えられる4つの行動を選び、推進することとしたもので、県民一人ひとりの効果は小さくとも、210万県民が一丸となって「エコライフ4つの心がけ」を実践することにより、地球温暖化防止の大きな効果をあげることを目指しています。

### ■「エコライフ4つの心がけ」の内容

#### 1. [節電] こまめにスイッチオフを実行しましょう。

電気を節約することで、全体の発電量が減り、火力発電所における発電の際の石油や石炭、天然ガスなどの燃焼が抑えられることにより、二酸化炭素の発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献します。

**電気製品を工夫して使用しましょう。**  
エアコン(暖房)の設定温度を21℃から20℃にする

**年間約1,640円節約!**  
エアコン(暖房)の使用時間を1日1時間短縮する

**年間約1,170円節約!**

※年間節約額は(財)省エネルギーセンターのデータを基にしています。

#### 2. [アイドリング・ストップ]

アイドリング・ストップ運動を進めましょう。

不要なアイドリングをストップすることで、ガソリン等の燃料消費を抑えて、二酸化炭素などの発生を抑制し、温暖化防止に貢献します。自動車の駐車時におけるアイドリング(エンジンのかけっぱなし)をストップしましょう。

○10分間のアイドリングで乗用車の場合140ccのガソリンを消費します。県内のすべての自動車が、10分間アイドリングをストップすると、年間でドラム缶約29万本分の燃料が節約されます。  
※「ふんわりアクセルeスタート」とは5秒で時速20km/hを目安にやさしく発進することです。

**エコマーク** 「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちをあらわした、環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。

**国際エネルギーマーク** 国際エネルギースタンププログラム(日本政府が承認する省エネルギー-OA機器を対象とした任意登録制度)により設けられた基準をクリアした製品に表示されているマークです。

**非木材紙マーク** 非木材紙普及協会が認定するマークで、非木材を使用した紙・紙製品を使用することにより森林資源を保全し、地球環境を大切にしようという想いを込めています。

**再生紙使用マーク** 古紙の含まれる割合(古紙配合率)や紙の白さの割合(白度)について、発注者が印刷物に自ら表示するロゴマーク(愛称:アールマーク)のことをいいます。

**牛乳パック再利用マーク** 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会が認定した、市民が回収した牛乳パックから作られた製品等に表示されている、再生紙普及運動のシンボルマークです。

**グリーンマーク** 古紙を原料とした紙製品をたくさん利用してもらうをわかってもらうためにできたマークです。